

(案)

熊野川流域の総合的な治水対策及び土砂災害対策

熊野川流域は全国有数の多雨地帯であり、流域には11基の利水ダムが存在し、河川やダムの管理者が複数・複雑に存在しています。

平成23年の紀伊半島大水害では、記録的な豪雨により熊野川において計画規模を超える洪水により、広範囲にわたる浸水被害が発生したほか、上流域の紀伊山系では深層崩壊等の大規模土砂災害が発生しました。

直後より、国土交通省と三県は連携しながら、熊野川の堆積土砂の撤去を着実に実施し、治山・砂防の流域対策を推進するとともに、ダム事業者は濁水対策として施設改良及び運用変更を行うなど、関係者が一体となり、スピード感をもって対策に取り組んできました。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により事業の更なる進捗が図られているところです。

一方、紀伊半島大水害における熊野川本川の流量は、河川整備基本方針の計画規模を大きく上回っており、再度災害防止を目標とした河川整備を実施するためには、同方針の見直しが不可欠です。また、紀伊半島大水害以降、濁水の長期化が継続し、熊野川もその一部である世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を中心とした観光産業への影響も出ていると聞いており、今後とも関係者が相互に連携した継続的な対策の実施が求められています。さらに、中上流域には今なお大量の不安定土砂が存在し、これらが流入することによる河道内の新たな土砂堆積や、長期化する濁水の発生源としての要因ともなっています。

このような中、各管理者が統一的な対策を引き続き実施するためには、**国の主導による対策の推進が不可欠**です。国におかれましては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、適用範囲を拡大するなど、更なる対策の推進に必要な予算を安定的に別枠で確保するとともに、下記事項について特段の措置を講じていただくよう要望します。

記

○治水対策

- ・ 紀伊半島大水害に対応した河川整備基本方針の見直し
- ・ 利水ダムの事前放流等による治水効果を検証し、治水目的での更なる有効活用
- ・ 堆積土砂の撤去など、熊野川本支川の河積拡大による治水対策の推進

○濁水対策

- ・ 「熊野川の総合的な治水対策協議会」でとりまとめた濁水対策の令和3年度末に向けた確実な実施と対策の改善や工夫の余地の観点からの効果の検証
- ・ 熊野川流域における濁水の軽減に資する法面对策の更なる推進

○土砂災害対策

- ・ 紀伊半島大水害で大規模斜面崩壊による河道閉塞が生じた箇所の早期完成と、熊野川流域の総合的な土砂流出対策の推進